

(別紙)

シメコナゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	0.2	0.2
こんにゃくいも	0.1	0.1
キャベツ	0.05	0.05
ごぼう	0.3	0.3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.7	0.7
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
にんにく	0.1	0.1
にら	0.1	0.1
トマト	0.2	0.2
その他のなす科野菜 ¹	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
ほうれんそう	0.1	0.1
しょうが	0.3	0.3
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.3	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.3	0.3
グレープフルーツ	0.3	0.3
ライム	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実 ²	0.3	0.3
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
もも	0.7	0.7
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	1	1
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	1	1
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	3	3
ぶどう	0.2	0.2
かき	0.2	0.2
茶	10	10
その他のスパイス ³	0.3	0.3
その他のハーブ ⁴	30	30
魚介類	0.02	0.02

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
2. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
4. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

チモール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
はちみつ	○ 30	

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

テブフェンピラド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小豆類 ¹	0.2	0.2
えんどう	●	0.2
そら豆	●	0.2
らっかせい	●	0.2
その他の豆類 ²	●	0.2
さといも類 (やつがしらを含む。)	○ 0.05	
トマト	○ 0.8	0.5
ピーマン	●	0.5
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜 ³	●	0.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	● 0.05	0.1
メロン類果実	● 0.05	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ⁴	●	0.5
その他の野菜 ⁵	○ 3	0.5
みかん	● 0.05	0.1
なつみかんの果実全体	● 0.7	1
レモン	1	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実 ⁶	1	1
りんご	○ 1	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	● 0.03	0.5
ネクタリン	● 0.4	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	● 0.4	2
すもも (プルーンを含む。)	● 0.2	2
うめ	●	2
おうとう (チェリーを含む。)	● 1	2
いちご	1	1
ラズベリー	● 0.2	2
ブラックベリー	●	2
ブルーベリー	●	2
クランベリー	●	2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ハックルベリー	●	2
その他のベリー類果実 ⁷	2	2
ぶどう	0.5	0.5
かき	● 0.3	0.5
バナナ	●	0.5
キウイー	●	0.1
パパイヤ	0.5	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	● 0.2	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	2
その他の果実 ⁸	● 0.3	0.5
茶	2	2
その他のスパイス ⁹	○ 5	1
その他のハーブ ¹⁰	●	0.5

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
4. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
5. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
7. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
8. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

9. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
10. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

トリフルミゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
小麦	0.7	0.7
大麦	0.7	0.7
ライ麦	0.7	0.7
とうもろこし	0.5	0.5
その他の穀類 ¹	0.7	0.7
こんにゃくいも	1	1
ごぼう	0.3	0.3
その他のきく科野菜 ²	0.5	0.5
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.5	0.5
にんにく	0.3	0.3
にら	3	3
アスパラガス	0.5	0.5
その他のゆり科野菜 ³	2	2
にんじん	0.5	0.5
パセリ	1	1
セロリ	15	15
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜 ⁴	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろりり	0.3	0.3
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.3	0.3
その他のうり科野菜 ⁵	1	1
オクラ	0.5	0.5
しょうが	0.5	0.5
未成熟えんどう	5	5
りんご	0.7	0.7
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	2	2
もも	0.7	0.7
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	1	1
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	1	1
ぶどう	2	2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
かき	1	1
パパイヤ	1	1
パイナップル	2	2
マンゴー	0.7	0.7
その他の果実 ⁶	○ 1	0.7
茶	15	15
ホップ	8	8
その他のハーブ ⁷	0.5	0.5
牛の筋肉	0.03	0.03
豚の筋肉	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁸ の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分 ⁹	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きん ¹⁰ の筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.05	
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	
鶏の腎臓	○ 0.05	
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	
鶏の食用部分	○ 0.05	
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	
魚介類	0.3	0.3

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
2. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
5. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
6. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
7. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
8. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
9. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
10. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピリオフェノン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	1	1
トマト	○ 1	
ピーマン	1	1
なす	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜 ¹	○ 0.3	
未成熟えんどう	○ 2	
りんご	1	1
日本なし	1	1
いちご	2	2
ラズベリー	○ 0.9	
ブラックベリー	○ 0.9	
ブルーベリー	○ 2	
ハックルベリー	○ 2	
その他のベリー類果実 ²	○ 2	
ぶどう	3	3
かき	○ 0.7	
グアバ	○ 2	
パッションフルーツ	○ 2	
その他の果実 ³	○ 2	

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
2. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
3. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

フルアジホップブチル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
大豆	3	3
小豆類 ¹	○ 47	5
えんどう	○ 4	0.2
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	2	2
その他の豆類 ²	○ 47	0.1
ばれいしょ	○ 0.7	0.1
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.05
てんさい	○ 0.6	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.2	0.2
かぶ類の根	○ 5	
キャベツ	○ 4	2
ブロッコリー	1	1
たまねぎ	0.3	0.3
にんにく	0.3	0.3
アスパラガス	3	3
にんじん	1	1
その他のせり科野菜 ³	○ 0.5	
トマト	○ 0.5	0.05
なす	○ 0.5	
未成熟えんどう	○ 2	
未成熟いんげん	○ 7	
えだまめ	○ 2	0.1
みかん	0.05	0.05
なつみかんの果実全体	0.05	0.05
レモン	0.05	0.05
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.05	0.05
グレープフルーツ	0.05	0.05
ライム	0.05	0.05
その他のかんきつ類果実 ⁴	0.05	0.05
日本なし	● 0.01	0.05
西洋なし	● 0.01	0.05
いちご	○ 0.4	
バナナ	0.1	0.1
パイナップル	0.05	0.05
ひまわりの種子	○ 8	
綿実	○ 0.8	
コーヒー豆	● 0.01	0.1
その他のスパイス ⁵	0.3	0.3

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のハーブ ⁶	○ 0.4	
牛の筋肉	○ 0.04	0.03
豚の筋肉	○ 0.04	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁷ の筋肉	○ 0.04	0.03
牛の脂肪	○ 0.1	0.03
豚の脂肪	○ 0.1	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.03
牛の肝臓	○ 0.2	0.03
豚の肝臓	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.03
牛の腎臓	○ 0.2	0.03
豚の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.03
牛の食用部分 ⁸	○ 0.2	0.03
豚の食用部分	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.03
乳		0.03
鶏の筋肉	○ 0.04	0.02
その他の家きん ⁹ の筋肉	○ 0.04	0.02
鶏の脂肪	○ 0.04	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.04	0.02
鶏の肝臓	○ 0.1	0.04
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.04
鶏の腎臓	○ 0.1	0.04
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.04
鶏の食用部分	○ 0.1	0.04
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.04
鶏の卵	● 0.04	0.05
その他の家きんの卵	● 0.04	0.05

●：規制強化品目

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
3. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

5. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
6. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
7. 「その他の^{せい}陸棲哺乳類に属する動物」とは、^{せい}陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
8. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
9. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フルエンスルホン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ばれいしょ	○ 0.8	
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 3	
かんしょ	○ 5	3
やまいも（長いもをいう。）	○ 3	
その他のいも類 ¹	○ 3	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 4	3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 50	30
かぶ類の根	○ 4	3
かぶ類の葉	30	30
西洋わさび	○ 4	3
クレソン	○ 3	2
はくさい	2	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	○ 15	9
こまつな	○ 15	9
きょうな	○ 15	9
チンゲンサイ	○ 15	9
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜 ²	○ 15	9
ごぼう	3	3
サルシフィー	3	3
エンダイブ	○ 3	2
しゅんぎく	○ 3	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 3	2
その他のきく科野菜 ³	30	30
にんじん	○ 4	3
パースニップ	○ 4	3
パセリ	○ 3	2
セロリ	○ 3	2
その他のせり科野菜 ⁴	30	30
トマト	○ 1	0.7
ピーマン	○ 0.7	0.5
なす	○ 0.7	0.3
その他のなす科野菜 ⁵	○ 0.7	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 1	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 2	1
すいか	○ 0.2	0.1
メロン類果実	○ 2	1
その他のうり科野菜 ⁶	○ 3	0.5

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
ほうれんそう	○ 4	2
オクラ	○ 0.7	0.5
しょうが	○ 0.8	
その他の野菜 ⁷	30	30
いちご	○ 0.5	0.3
ブルーベリー	○ 0.5	0.3
クランベリー	○ 0.5	0.3
その他のベリー類果実 ⁸	○ 0.5	0.3
その他の果実 ⁹	○ 0.7	0.5
その他のスパイス ¹⁰	○ 0.5	
その他のハーブ ¹¹	○ 20	9
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹² の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ¹³	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん ¹⁴ の筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

1. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
2. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん（ラディッシュを含む。）類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
6. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
7. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
9. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プレーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
10. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
11. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
12. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
13. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
14. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

メタフルミゾン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
とうもろこし	0.2	0.2
大豆	0.5	0.5
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.2	0.2
かんしょ	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	30	30
かぶ類の根	○ 0.5	
かぶ類の葉	○ 30	
はくさい	10	10
キャベツ	5	5
芽キャベツ	0.8	0.8
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	40	40
チンゲンサイ	10	10
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜 ¹	40	40
ごぼう	0.2	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	50	50
ねぎ（リーキを含む。）	10	10
アスパラガス	0.7	0.7
にんじん	0.3	0.3
トマト	5	5
ピーマン	5	5
なす	3	3
その他のなす科野菜 ²	0.6	0.6
ほうれんそう	70	70
しょうが	0.3	0.3
えだまめ	10	10
みかん	○ 0.3	
なつみかんの果実全体	○ 5	
レモン	○ 5	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 5	
グレープフルーツ	○ 5	
ライム	○ 5	
その他のかんきつ類果実 ³	○ 5	
うめ	10	10
いちご	0.2	0.2
キウイー	○ 0.3	
その他のスパイス ⁴	○ 25	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
その他のハーブ ⁵	40	40
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁶ の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分 ⁷	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01
魚介類	2	2

○：規制緩和品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

- 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。